

累進所得税の現代的機能の再検討―特に所得再分配の視点から―

京都大学大学院経済学研究科

博士課程後期課程

野口 剛

e-mail: Go.Noguchi@e04.mbox.media.kyoto-u.ac.jp

＜報告要旨＞

2001 年の小泉内閣の誕生に伴い、経済財政運営の方向に変化が見られつつある。その中でも、税制改革は今後のわが国の方向性を規定する上でも重要な側面を持ち、経済財政諮問会議と政府税制調査会の意見の相違なども噴出し、国民の関心も自ずと高くなっている。

ところで、現在の税制改革論争は、わが国で戦後一貫して見られた動きかとその方向性を異にしている点において目新しいと考えられる。例えば所得税に関して見てみると、従来は税率のフラット化を通じた減税を推進する一方であったが、現在は所得税に対する再評価、つまり、いかに所得税の「本来の機能」を取り戻すか、に焦点が当てられつつある。

本論文は、この再評価の動き自体、方向性としては正しい方向であると考え。しかし、この動きは必ずしも所得税の「本来の機能」を取り戻すことを意味するものではないとも本論文は考える。なぜなら、所得税の機能として、政府税制調査会は財源調達と所得再分配を主に考えているが（政府税制調査会「平成 17 年度の税制改正に関する答申」、現実には、いかに財源調達を行うか、の方に注目が集まり、所得再分配の視点が見受けられないからである。この視点を代表するのは、2005 年 6 月に提出された「個人所得課税に関する論点整理」であり、給与所得者を狙い撃ちしたとして批判を受けたことは記憶に新しい。

本論文では、まずわが国の財政の現状を概観し、次に所得税に焦点を絞り検討を行う。その中で、従来所得税、特に累進所得税に対する逆風が強かったにもかかわらず、近年、所得税とその累進性に対する再評価の動きが出てきた背景を、理論の変化、社会経済環境の変化、政治環境の変化、の視点から考察する。その上で、累進所得税の機能の中でも、その所得再分配機能に焦点を絞り、現在のわが国の諸制約下で所得再分配を租税により行う意義を検討する。その際、議論の変遷がどのような過程を経て行われたのかを検証するため、伝統的な累進課税擁護論、1970 年代の最適課税論の登場以降の議論、最近の議論、と 3 つのステージに分け、理論面、社会経済面からどのような変遷をたどり、現在の議論につながっているのかを確認する。これらの検討を通じ、現在の諸制約下において、所得再分配の視点から累進所得課税を擁護しうる根拠を導き出し、本論文から得られたインプ리케이션とする。

※分析内容、結果の詳細ならびに参考文献等は、学会当日にお配りするレジュメに記載いたしますので、よろしくお願いいたします。

昭和 40 年代所得税の課税ベース縮小と税負担

九州大学経済学府博士後期課程

藤 貴子¹

報告要旨

戦後最長の高成長と終結、シャープな変動の時期にあたる昭和 40 年代において所得税制は内需拡大、高福祉、勤労者税負担緩和、深刻化する土地問題対策としての税制活用という様々な要求へ対応が要請される。その内容は基本的には諸控除拡充が中心だったが、その他に事業主報酬制度（48 年度改正）と給与所得控除の定額控除制及び限度額撤廃（49 年度改正）、土地建物等譲渡所得の分離課税化（44 年度改正）という思い切った措置が採られた。いずれも個人所得の課税ベースを大きく縮小する措置であり、所得税収や再分配機能に大きな影響を及ぼしたと考えられる。そしてこれらの措置は、事業主報酬制度を除いて大枠で今日において継続しており、その影響も現在に通じているものと言える。

そこで、昭和 40 年代の現実の課税ベースと一切の優遇措置がない場合に理論的に考えられる最大限の課税ベースとの比較からその縮小額を示す。また、最大課税ベースに一切の課税の特例を認めずに当該年度所得税法に基づく累進税率を適用した場合の税額と、分離課税や非課税等を含む現実の課税方式による現実の税額との乖離（ここで課税軽減措置による所得税減収額という）を示す。具体的には、40 年代の所得税改正による課税ベースの縮小額及び税収額を所得階層別に比較するため、石弘光『租税政策の効果』（1979）の手法に多くの部分で依拠し、税務統計資料を基に、課税所得及び諸控除、課税上特別措置等を階層別に積み上げて比較する手法をとる。

推計結果よれば、最大課税ベースは昭和 40 年では約 15 兆であったものが 10 年間で 6.4 倍の約 97 兆にまで増加した。その最大課税ベースに対して現実に課税所得となったのは約 3 分の 1 程度であり、何らかの優遇措置によって残り約 3 分の 2 は課税ベースから外れている。その課税所得縮小要因を項目別でみると、40 年では 2 兆円強であった給与所得控除による課税所得縮小額は 50 年には実に 29 兆にも及び、最大の縮小要因となったことが明らかだ。続いて、課税軽減措置による所得税減収額をみると、まず課税ベース縮小額を反映して人的控除並びに給与所得控除による減収額が大きく、適用所得層別でみると 40 年に引続き中低所得層中心であることがわかる。そして 40 年を通して飛躍的に増大したのが譲渡所得の分離課税による税収減少額となる。半額総合課税が適用されていた 40 年には 468 億円であったものが 45 年には 5,884 億円、50 年には 1 兆 8,645 億円とこの間、約 40 倍もの増大である。これは 44 年の譲渡所得の分離課税化によってもたらされたものであり、所得階層別では特に高額所得層への偏りが顕著である。

また、最大課税ベースにおける課税前後と現実の課税前後の所得分布是正係数をジニ係数で示し、個人所得の課税によるバラツキの変化を比較する。40 年代を通して課税の特例を含む現実の制度の方が是正効果が弱いことが明らかとなった。

¹ to@en.kyushu-u.ac.jp

結論：40年代に措置された土地建物等譲渡所得分離課税化と給与所得控除拡充による課税所得縮小額及びそれによる税収減も非常に大きなものである。これら措置は現在にも至ることから、税収確保及び再分配機能の上昇、さらには制度簡素化の観点から、譲渡所得の所得税本則半額課税への復活や給与所得控除をはじめとする諸控除の整理合理化は有効と言えるのではないかと。

昭和40年代所得税の課税ベース及び税収の推移

(単位:10億円)

	課税ベース		税収				
	最大所得ベース	現実の所得ベース	現実	課税軽減措置による所得税減収額	差額要因別		最大課税ベースの場合の税収
					給与所得控除	譲渡所得1/2総合(分離)課税	
40年							
50 万円以下	4,811.5	639.4	72.8	534.1	149.8	1.2	606.9
100 "	5,271.2	1,572.9	179.5	653.6	162.0	4.6	833.1
200 "	2,466.1	1,386.2	225.8	295.1	47.4	9.2	521.0
500 "	1,500.8	1,052.7	221.9	265.0	11.8	15.0	486.9
1,000 "	494.7	357.3	77.0	137.4	0.7	7.2	214.4
2,000 "	259.3	183.5	39.6	94.9	0.1	4.7	134.6
2,000 万円超	326.4	207.2	34.7	191.6	0.0	4.8	226.3
計	15,130.0	5,554.8	854.7	2,165.7	371.9	46.8	3,020.4
45年							
50 万円以下	2,721.3	90.3	34.7	283.4	109.9	-0.1	318.1
100 "	10,947.9	2,465.7	286.2	1,049.7	366.1	-0.3	1,335.9
200 "	13,168.5	4,429.1	544.1	1,382.5	426.1	1.1	1,926.6
500 "	6,235.7	3,673.9	626.9	742.3	157.4	23.2	1,369.2
1,000 "	1,839.9	1,357.7	289.5	350.0	11.1	60.7	639.5
2,000 "	1,163.6	899.9	184.2	352.1	1.5	111.7	536.3
2,000 万円超	1,699.5	1,354.4	213.0	874.6	0.1	392.1	1,087.5
計	37,776.6	14,294.4	2,178.5	5,034.6	1,072.3	588.4	7,213.1
50年							
50 万円以下	124.2	25.3	3.9	8.8	-	-0.2	12.7
100 "	5,155.3	-431.2	65.0	597.6	314.7	-0.9	662.6
200 "	27,808.0	6,196.6	778.2	2,660.5	1,211.3	-3.8	3,438.7
500 "	45,187.9	13,677.4	1,791.5	5,498.2	2,422.0	-10.8	7,289.7
1,000 "	10,026.5	5,449.2	954.0	1,289.0	444.5	10.9	2,243.0
2,000 "	3,471.1	2,423.1	521.9	649.2	52.8	68.1	1,171.1
5,000 "	2,658.0	1,864.9	409.8	1,460.5	8.0	847.7	1,870.3
5,000 万円超	2,296.0	1,851.5	363.8	1,481.4	-	953.5	1,845.2
計	96,609.0	31,056.1	4,888.1	13,645.2	4,453.4	1,864.5	18,533.4

*昭和50年の税務統計では民間給与所得者についての記載が、最低所得階層「100万円以下」最高所得層「2000万円超」である。よって、本表中50年の50万円以下層の民間給与所得者に関する所得額及び諸控除額は100万円以下層に、また5000万円超層の民間給与所得者に関する所得額及び諸控除額は2000万円超層に各々含まれている。

(注1)現実の税収と基準課税ベースに所得税法に基づく累進税率表における平均実効税率(所得階層別)を適用した税収の比較である

(注2)実際の税額計算においては、諸控除合計額が収入額を上回る場合には課税所得はゼロであり、マイナス値をとることはないが、本表においては全ての諸控除合計額から理論的に考えられる現実の課税所得を示している。したがって特に低所得層ほど、実際の課税所得よりも少額を示す可能性が高い。

(注3)各所得、諸控除、除外項目の金額について、税務統計において総額表示ではなく平均値表示箇所もあることから本表各欄の合計額と計欄に差異が生じている箇所がある

(資料)『国税庁統計年報書』『税務統計から見た申告所得税の実態』『税務統計から見た民間給与の実態』『税務統計から見た法人企業の実態』『東証統計年報』『経済統計年報』

所得捕捉率格差の実態
－納税者数及び申告形態からの分析－
滋賀大学大学院経済学研究科博士後期課程
有 田 行 雄

はじめに

所得税は納税者間の負担公平を実現させるために最も適した租税とみなされてきた。しかし、わが国の所得税制は、脱税または租税回避によって業種間の所得捕捉に相違があるという税務執行面、そして、包括的所得を前提とする課税ベースと現実の税制との間にイロージョンが生じているという基本的仕組みに関して、公平を維持できていないとの批判が投げかけられている。

これは、総合課税を理念とする分類所得税という性質を持つわが国の所得税制において、異なる所得の計算方法や納税手続をとっているということが、所得捕捉率格差やイロージョンの原因となっているからである。所得税の水平的公平を維持するためには、こうした問題の整理がなされねばならない。

そこで本稿では、所得捕捉率の実態について考察を試みる。この税務執行上の問題が解決されてはじめて、イロージョンの議論に移れるからである。

1. ここまでの先行研究－その意義と限度－

この問題に対し、最初に実証研究により業種間の捕捉率格差があることを示したのは、1981 年の石弘光の研究であった。その後いくつかの研究が異なった手法により行われたが、いずれも同様にクロヨンと呼ばれるような格差は「ある」の結果であった。

しかし、2003 年に大田弘子らのグループが石の手法を踏襲して推計を行い、給与所得者、営業等所得者、農業所得者間の捕捉率の格差は、1997 年の時点では 10 : 9 : 8 に近い比率にまで縮まってきていると報告した。この研究は、データを時系列にみて、業種間の捕捉率格差は「縮小傾向にある」ことを実証したことについて評価すべきである。その一方、税務統計データには未公表部分があるといった制約もあり、マクロ的な判断しかできなかったという限度があることも事実である。

2. 所得捕捉率格差

業種間所得捕捉率格差に改善が見られる一方、依然、納税者比率の業種間比較においては大きな差が存在する。そこで、国税庁発表資料を用いて、業種別申告所得者数と納税者数の推移を推計してみた。

- ① 所得税の確定申告人員の推移は、「税額あり」は減少するものの「その他」（いわゆる控除失格者をさす）を合計すると緩やかな上昇をしている。申告納税制度が浸透してきているとみることができる。
- ② 営業等所得者、農業所得者ともに、その数が減少し、就業の雇用化の進展がわかる。
- ③ 営業等所得者、農業所得者ともに、所得控除・青色申告特別控除の増加という減税要因が高まったためか、昭和 55 年には、営業等所得者、農業所得者の納税者割合が、72.2%、69.0%だったのが、平成 14 年には 46.1%、52.8%と急激に減少する。給与所得者もまた納税者割合は減少するものの、昭和 55 年にあっては 90.5%であったも

のが平成14年には85.1%と営業等業所得者、農業所得者と比べて減少割合は少ない。

業種間の所得捕捉率格差が縮小傾向にあるのは、高所得者層の捕捉率格差が改善したためであり、低所得者層にあっては、依然「クロヨン」と呼ばれるような捕捉率格差が存在する。

3. 納税者意識の変化

個人の申告意識の高まりの証左とされる青色申告者数は、導入時からみると順調に増えていく。さらに所得階層が上がれば上がるほど納税者のうち青色申告者の比率は上昇していく。この理由としては青色申告の種々の特典があるためであり、代表的なものとしては青色事業専従者給与の必要経費算入や青色申告特別控除制度がある。

平成5年には、これまで、青色申告特別控除は10万円であったが、この年から正規の簿記による者とそれ以外の者について控除額が異なることとなった。そのため所得は下方にシフトし、青色申告者のうち税額のない申告者が増加した。このことは、正規の簿記による青色申告者が低所得者層にあっては相当数いることをうかがわせる。脱税という非合法な手段だけでなく、節税という合法的な手段とを併せて納付税額を減らすことを志向する納税者が増加しているといえるだろう。その一方、青色申告者の伸び率は近年停滞傾向である。無申告、売上の計上漏れ、必要経費の過大計上といった「脱税」は低所得者層にあっては依然横行していると考えられる。

このように、申告者の増加は見られるものの、青色申告者の伸びの鈍化は、捕捉率において、高所得者層と低所得者層の二分化が進んでいることを確認する結果となる。

おわりに

少なくとも、税務統計データを見る限りにおいて、低所得者層には、所得捕捉率が低いという過去の認識を大きく変更するような点を見出せない。それは、低所得者層にあっては所得税以外の負担、特に国民健康保険の負担が大きくなるのしかかってくるのが、脱税への十分なインセンティブとなるからである。

申告納税制度への国民の理解は高まってきており、無申告者の割合は減少してきている。ただ、申告者の増加が直ちに納税者の増加に結びつかないことが、大きな課題である。脱税という水平的公平を侵すものは依然存在している。

青色申告は「脱税から節税へ」というインセンティブにはなるものの、低所得者層にあっては脱税と節税は並存しているし、青色申告者=健全な納税者という図式を描くまでには至らない。

【主要な参考文献】

石弘光 [1981] 「課税所得捕捉率の業種間格差—クロヨンの一つの推計」『季刊 現代経済』 SPRING 1981。

本間正明・井堀利宏・跡田直澄・村山淳喜 [1984] 「所得税負担の業種間格差の実態—ミクロ的アプローチ」『季刊 現代経済』 AUTUMN 1984。

林宏昭 [1995] 『租税政策の計量分析—家計間・地域間の負担配分』 日本評論社。

大田弘子・坪内浩・辻健彦 [2003] 『所得税における水平的公平性について』 内閣府政策統括官、<http://www5.cao.go.jp/keizai3/discussion-paper/menu.html>